

令和3年1月14日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 岸田 隆博

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和3年1月13日時点)

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、1月13日に新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域に兵庫県が追加されたことから、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会の方針等を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、児童生徒の健康・安全を最優先に、学校では最大限の感染防止に努めてまいりますので、教育活動の継続について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態措置期間

令和3年1月14日から令和3年2月7日まで

2 学校教育活動の継続等

- ・感染防止対策を徹底し、教育活動を続けます。
- ・兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、県外における活動（受験及び就職活動を除く）は行わないこととします。ただし、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めて感染防止対策を徹底しながら行います。

3 ご家庭へのお願い

- ・お子様の毎日の登校前の健康観察（検温等）の徹底をお願いします。
- ・お子様の手洗いの徹底とマスクの着用をお願いします。
- ・お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- ・兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、お子様並びに同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。（出席停止とします）

4 学校での感染症対策

(1) 感染症対策の徹底

- ・これまでの各校の取組に加え、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体接触が伴う運動等、感染のリスクが高いとされている活動は一時的に停止します。

(2) 部活動における感染症対策の強化

- ・これまで通り十分な感染防止対策を実施したうえで、原則、学校及びその周辺とします。
- ・兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行いません。
※令和2年度中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する全国大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

5 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応します。

何かありましたら、下記の相談機関等へ連絡ください。

- | |
|---------------------------------|
| ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談 |
| ・丹波市教育支援センター「レインボー」の活用・連携 |
| 学校いじめゼロ支援チーム 74-0711 |
| レインボー教室 74-0710 |
| 教育相談室 74-3220 |
| STOPit の活用 |

6 その他

- (1) 感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒につきましては、保護者の同意のもと、学校長判断で欠席扱いとしないように配慮しますので、遠慮なく学校にご相談ください。
- (2) 児童生徒の20時以降の不要不急の外出については、控えていただきますよう、お願いいたします。
- (3) 今後の感染状況によっては、対応が変わる恐れがあります。その時は、あらためてお知らせさせていただきます。